

担当課名	クリーンセンター
案件名	一般廃棄物埋立処分委託
案件の概要	クリーンセンターから排出される焼却灰、不燃物等を大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約の相手方	大阪湾広域臨海環境整備センター
契約金額	46,662,000 円（うち消費税 4,242,000 円） ※以上の金額は（単価×予定数量）を記載しているが、単価契約のため、実際の契約については以下のとおりである。 ・処分料金：10,100[円/t]（税抜き）
契約期間	契約を行った日～令和 3 年 3 月 31 日
随意契約とした理由	<p>当該業務は、三田市クリーンセンターから発生する可燃ごみの焼却残渣（焼却灰・ばいじん処理物）及び不燃ごみの中間処理残渣（不燃物）を大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場で埋立処分をする業務である。</p> <p>現在市内にはクリーンセンターから排出される焼却灰並びに不燃物を処分できる一般廃棄物の埋立処分場は無く、そのため近畿 2 府 4 県の市町村が出資している大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する埋立処分場整備事業に参画し、平成 2 年度から継続して埋立処分を委託している。本年度においても同様に継続して埋立処分の委託しようとするものである。</p> <p>よって、当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないものであるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、大阪湾広域臨海環境整備センターと単独随意契約する。</p>